

## 日豪 FTA に関する意見書

日豪政府は、昨年 11 月以降、日豪 FTA 交渉について、メリット・デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討し、今般、共同研究報告をまとめました。

政府は、報告書内容を踏まえ、今月中旬に予定されている日豪首脳会談において、交渉入りに合意する見通しとなっておりますが、報告書においては、牛肉、乳製品、小麦、砂糖など重要品目の関税撤廃の回避が担保されておられません。

仮に、交渉の結果、関税が撤廃されることになれば、北海道農業のみならず関連産業や地域社会が壊滅的な打撃を被るおそれがあります。

つきましては、日豪 FTA 交渉においては、重要品目を関税撤廃の例外措置とするよう下記のとおり要請いたします。

### 記

政府においては、今般、豪州との FTA（自由貿易協定）を柱とした EPA（経済連携協定）締結交渉入りを事実上決定いたしました。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が 28% と高く、特に、米・麦・肉類・乳製品・砂糖等、その多くが北海道の主要農畜産物と競合しております。

FTA においては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めていないため、日豪 FTA 締結により、関税が撤廃されることが危惧されるとともに、その後の他国への波及も予期され、北海道農業をはじめ地域経済は壊滅的打撃を被り、地域社会が崩壊するおそれもあります。

このため、日豪 FTA 交渉においては、豪州が我が国の重要品目の柔軟性に配慮しない場合は、交渉中断などの毅然たる対応を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 15 日

名 寄 市 議 会